



## 令和5年度の重点実施事項

渋谷労働基準監督署においては、令和5年度も、関係機関と連携しながら過重労働による健康障害の防止、労働災害の防止を図るとともに、賃金不払、解雇などの問題に対処し、次のような行政を推進していきます。

- 1 改正労働基準法（以下「労基法」という。）に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止対策の推進
- 2 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業務等に対する改正労基法等の周知及び支援
- 3 労働条件の確保・改善対策の推進
- 4 労働者の安全と健康確保対策の推進-Safe Work Tokyo（第14次労働災害防止計画）-
- 5 最低賃金の周知と履行確保対策の推進
- 6 労災補償対策の推進

## 管内概況

渋谷労働基準監督署管轄区域は、渋谷区、世田谷区です。管内の適用事業場数は約5万9千、労働者数は約83万人（令和3年経済センサス-活動調査による。）です。人口は約114万人（令和5年3月1日現在）です。

管内の産業については、都内でも商業、サービス業等の第3次産業の割合が高く、約91.5%を占め、製造業は約2.5%です。渋谷区は、渋谷駅を中心に小売業、飲食業、娯楽業が、原宿駅を中心にアパレル産業が集積しており、また、IT関連産業、派遣業、放送関連産業も多く集まっています。世田谷区は、住宅地が多く、東急線、小田急線、京王線の各駅周辺に小売業、飲食業、学校、理美容業、社会福祉施設などの生活関連産業が多くあります。

## 監督署の組織と主な業務

### 【方面】・監督指導、司法事件捜査

- ・賃金、解雇、労働時間等の労働条件に関する申告
- ・就業規則・36協定等の届出
- ・宿日直・解雇予告除外認定等の許認可

### 【労働時間相談・支援コーナー】労働時間関係法の周知等

### 【総合労働相談コーナー】労働条件等の相談

### 【安全衛生課】・労働災害防止・職業性疾病防止の指導

- ・工事計画・機械設置等の届出
- ・ボイラー・クレーン等の検査
- ・労働者死傷病報告・健康診断結果報告、安全管理者選任報告等の届出

### 【労災課】・労災補償給付（療養・休業・障害・遺族等）

- ・労働保険関係成立の届出、労働保険料の申告・納付

### 【業務課】・庶務

# 令和5年度 重点対策の具体的内容

## 1 安心して働ける労働環境の整備のために

(1) 脳・心臓疾患や精神障害等の労災補償請求件数が高水準で推移し、長時間労働による健康障害が発生していることから、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害防止及び労働条件の確保のための監督指導を実施します。

以下の重点項目により、講習会や個別の指導などあらゆる機会を通じて取り組みます。

長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止の徹底  
中小企業・適用猶予業務等を中心とする改正労基法等の周知及び支援

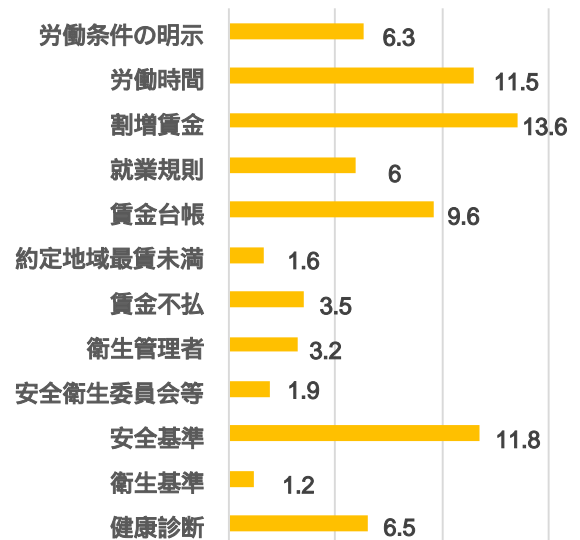
非正規労働者を含む全ての労働者に関する就業規則の作成・整備、労働条件通知書の交付などによる労働条件の明確化  
衛生管理者等の選任、定期健康診断及び事後措置の実施  
裁量労働制の運用の適正化

「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」に基づく有期労働契約に係るルールの明確化

最低賃金(東京都最低賃金は、令和4年10月1日から時間額1,072円)の周知・広報と履行確保

年次有給休暇の取得促進

定期監督等における主要違反事項  
(令和4年) 単位:%



## (2) 懇切・丁寧な相談対応

来署される方、電話等でお問い合わせをされる方に対して、懇切丁寧な対応に努めます。

労働時間・支援コーナーでは、労働時間の削減に取り組む事業主の皆様の相談に様々な観点から応じます。

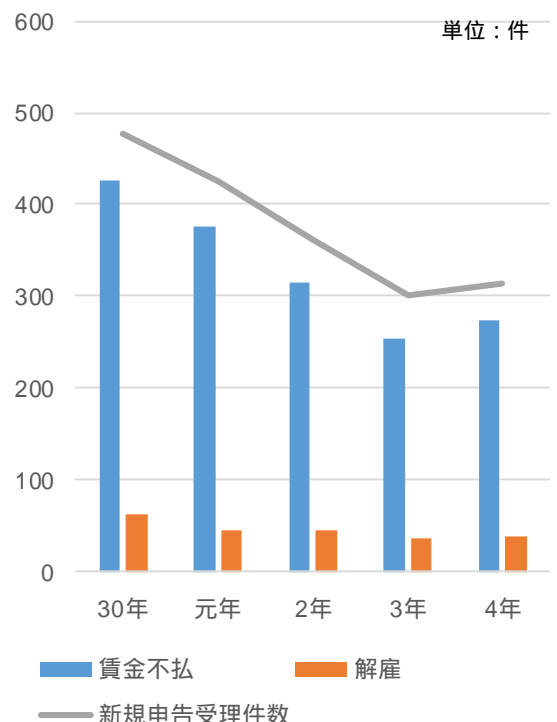
総合労働相談コーナーでは、労使間のトラブル等について様々な御相談に対応するとともに、トラブル解決に向けたあっせん等の受付を行います。

## (3) 迅速・適正な申告処理

賃金不払、解雇等の労働基準法違反が疑われる事案について、労働者から申告があれば、事業主から違反の事実確認を迅速に行い、違反が認められた場合は是正するよう指導を行います。

企業倒産により、賃金の支払が受けられない労働者の救済を図るため、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運営を図ります。

新規申告受理件数の推移



## 2 安全・健康に働ける職場の確保のために

### (1) 建設業、第三次産業(特に商業・保健衛生業)を重点とした労働災害防止対策の普及啓発及び指導

令和4年の休業4日以上死傷災害は、全業種で812人となり前年の725人から87人の増加となりました。

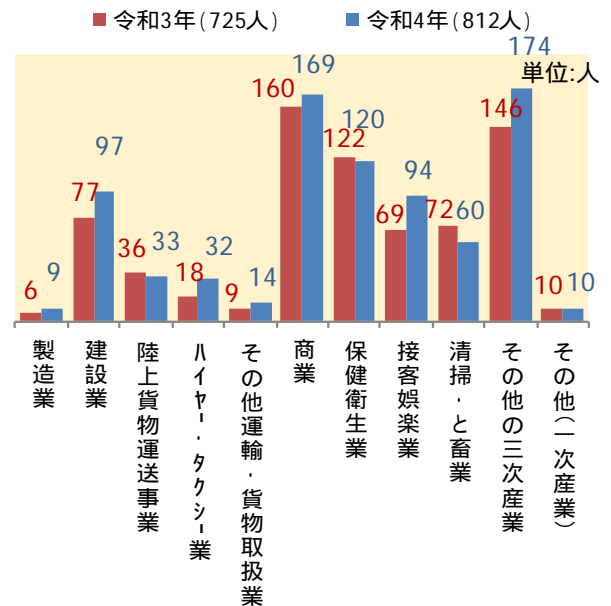
業種別では商業169人、保健衛生業120人、建設業97人及び接客娯楽業94人の順となりました。

令和4年の死亡者数は4人となり、前年の5人から1人の減少となりました。

令和5年度においては、災害多発業種の災害防止に対する対策のほか、引き続き死亡災害等重篤災害の防止に力を入れて、下記の取組みを重点に進めていきます。

- 建設業における墜落災害防止対策の推進
- 転倒災害防止対策の推進
- リスクアセスメントの実施など自主的な安全衛生活動の普及・定着
- 高齢労働者の労働災害防止対策の推進
- 災害多発業種における労働災害防止対策の推進

令和3年・4年業種別死傷災害発生状況



### (2) 健康障害防止等職場における健康確保対策の普及啓発と指導

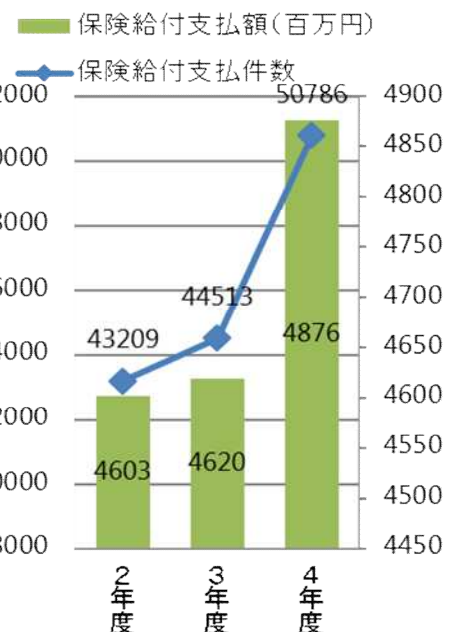
健康確保対策推進のため下記の取組みを重点に進めていきます。

- 過重労働による脳・心臓疾患の発症を防止するため、医師による面接指導などの健康管理対策の指導
- メンタルヘルス対策に対する指導
- 化学物質による健康障害防止対策に対する指導
- アスベスト、その他じん肺症、一酸化炭素中毒、熱中症、腰痛など職業性疾病対策に対する指導
- 衛生管理体制の確立、健康診断及び事後措置等の徹底
- 職場における感染症への感染防止及び健康管理の徹底

定期健康診断結果有所見率の推移 単位:%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
有所見率	54.1	54.6	54.5	56.3	53.2
血圧	14.4	15.4	15.4	15.8	12.9
肝機能	14.2	13.9	15.4	15.7	14.6
血中脂質	29.9	30.8	30.3	32.1	28.5
血糖	9.4	10.3	9.0	10.0	8.5
心電図	9.2	9.6	8.9	9.9	9.4

### 労災保険給付の状況



## 3 被災者とその家族が安心して生活するために

労災保険は、業務上災害や通勤災害などで被災した労働者やその家族の生活を補償することを目的とし、労働者が安心して治療に専念し、早期に職場復帰ができることを目指す制度です。

そのため、次の事項について、積極的に取り組みます。

- 労災保険給付の迅速・適正な処理
- 脳・心臓疾患、精神疾患、アスベスト関連疾患、新型コロナウイルス感染症に係る請求の迅速・的確な処理を推進
- 労働保険の未手続き事業一掃対策の推進
- 労働保険料未納事業場に対する納入督促
- 不正受給の防止
- 労災かくしの排除



## 《労働基準監督署への主な届出・報告一覧》

新しく会社を設立し労働者を一人でも雇用する場合、移転などの場合に届出が必要なもの

適用事業報告(様式第23号の2)

労働保険関係成立届(様式第1号)、労働保険名称・所在地等変更届(様式第2号)

届出には登記簿の写し等、事業場の所在地が確認できるものが必要です。

労働保険概算保険料申告書(様式第6号)

新しく雇った労働者に対しては「労働条件通知書」を交付して労働条件を明示してください。賃金は、最低賃金額を下回って、定めることはできません。また、「雇入れ時の健康診断」を実施してください。

### 毎年、届出が必要なもの

労働保険の年度更新手続

各種健康診断結果報告書(様式第6号など)

一般定期健康診断については、常時50人以上の労働者を使用する事業場が対象となります。なお、労働者数に関係なく、1年以内に1回定期健康診断を実施し、結果を本人に通知してください。

### 労働時間についての届出

時間外・休日労働に関する協定届(様式第9号)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届(様式第4号)

### 業務上の災害が発生したら(重大な事故が発生したら、直ちに報告してください。)

労働者死傷病報告書

休業日数1日から3日の場合(様式第24号)

休業日数4日以上の場合(様式第23号)

治療にかかった病院が労災指定病院の場合

療養補償給付たる療養の給付請求書(様式第5号)を病院に提出

治療にかかった病院が労災指定病院でない場合

療養補償給付たる療養の費用請求書(様式第7号)を労働基準監督署に提出

療養のため労働ができず賃金を受けられない場合

休業補償給付支給請求書(様式第8号)

### 通勤災害が発生したら

治療にかかった病院が労災指定病院の場合

療養給付たる療養の給付請求書(様式第16号の3)を病院に提出

治療にかかった病院が労災指定病院でない場合

療養給付たる療養の費用請求書(様式第16号の5)を労働基準監督署に提出

療養のため労働ができず賃金を受けられない場合

休業給付支給請求書(様式第16号の6)

### 10人以上の労働者を使うようになった場合に届出が必要なもの

就業規則(賃金規程など別規程含む。)を作成し、届け出る必要があります。

就業規則の内容を変更したときも届出が必要になります。

なお、いずれの場合も労働者代表等の意見書を添付する必要があります。

### 50人以上の労働者を使うようになった場合に届出が必要なもの

産業医選任報告(様式第3号)

医師免許証、認定産業医の資格証など産業医の資格を有することを証する書面の写しを添付してください。

衛生管理者選任報告(様式第3号)

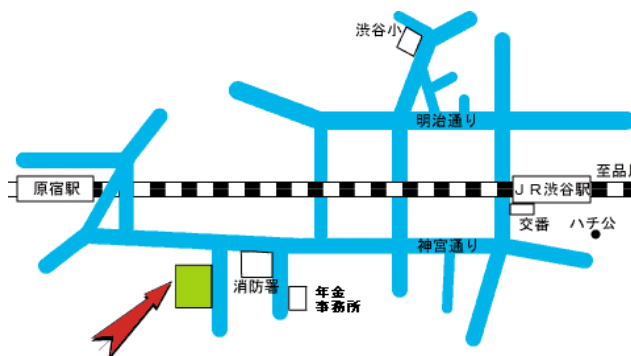
衛生管理者の資格証の写しを添付してください。

安全管理者選任報告(様式第3号)

(製造業、建設業、林業、運送業、清掃業、旅館業、各種商品小売業等の場合)

定期健康診断結果報告書(様式第6号)

安全・衛生委員会を設けて、職場の環境等について、労使で話し合う機会を持ってください。



渋谷労働基準監督署 「JR」渋谷駅又は原宿駅下車徒歩10分

### 渋谷労働基準監督署

〒150-0041 渋谷区神南 1-3-5

渋谷神南合同庁舎

TEL(ダイヤルイン)

方面 03-3780-6527

安全衛生課 03-3780-6535

労災課 03-3780-6507